

田村幽夢の墓誌

北原進

ここに紹介する田村幽夢の墓誌は、正しくは生前に建てられた逆修墓の頌徳碑というべきであろう。

市内、長徳寺の田村半十郎家墓域にあり、基壇・基礎・塔身を含めて全高一八四・五センチ、塔身は高さ一〇〇センチ、一辺四三・五センチの方柱石である。正面に「幽夢墓」とあり、墓誌は向って左の面に陰刻されている。一行に三六〇三三字で、全て三八九字より成っている。

初めに墓誌の全文と、その読み下し(案)、および簡単な語釈を掲げる。読み下しを案としたのは、筆者の力量不足による。(□は剥落の不明字。……訓不明個所)。

調布玉河涯多摩郡福生之里田村家其先真叟也。家系蘭孫蕙子世世相伝。近有幽夢者□為村里之長。於其性也文不勝質質不勝文。而襟智袖仁帶勇可謂当代雄。為一門爪牙自壯年勩自業於釀酒頗興隆其家。加之分酒肆於方域西東日盛

又月昌。我等數有余員」泳於多歲渺漫其恩波汲於積月滌浚其愛流以潤身以潤屋。拙等同心一致聊欲報謝其「恩顧相議相襲冷然。夫吾恩父向耳順余齡畢預可令此八九輩而已。造建縫塔一基」

投我未以木瓜報我如以瓊琚不如。其豈過賤分且猶犯嚴令信受十之以一諸子之志。苟「仁者不虧其節智者不辱其身也。然及石工半將成此告予焉。不得固辭亦莫如何之宜」任群子之志。時忽附与使結緣者突出當碑塔以垂後代所以。是不投木瓜報瓊琚也。」

爾時白山主曰知恩易報恩難矣。或実所以父為父則子為子哉。須九族末後各自不可忘」深恩与可如在至敬為一期。更加家門吉利嘉運延長。況必孫枝繁榮子葉永茂。殊預修理」之以居於北邙之十竟。称白善根□德焉。維時弘化三丙午龍舍三月上浣吉辰

読み下し案

調布玉河ノ涯、多摩郡福生之里、田村家ハ其ノ先真叟ナリ。家系ハ蘭孫蕙子ニシテ世々相伝ス。近ゴロ幽夢ナル者有リ、□村里ノ長為リ。其ノ性ニ於イテヤ、文ハ質ニ勝ラズ、質ハ文ニ勝ラズ。而シテ智ヲ襟ニシ、仁ヲ袖ニシ、勇ヲ帶ブルコト、当代ノ雄ト謂ウ可シ。一門ノ爪牙ト為リ、壮年自リ勵ミテ自ラ釀酒ヲ業トシ、頗ル其ノ家ヲ興隆ス。加之、酒肆ヲ方域ノ西東ニ分カツ。日ニ盛り、又月ニ昌ナリ。我等数有余員、多歳ニ滂漫タル其ノ恩波ニ泳ギ、積月ニ潺湲タル其ノ愛流ヲ汲ミ、以テ身ヲ潤シ、以テ屋ヲ潤ス。拙等同心一致シテ聊、其ノ恩顧ニ報謝セント欲シ、相議シ相襲グコト冷々然タリ。夫レ吾ガ恩父、耳順ノ余齡ニ向イテ、□預此ノ八九輩ニ令ス可キ而已。縫塔一基ヲ造建シ、我ニ投ズルニ未ダ木瓜ヲ以テセザルニ、我ニ報ズルニ瓊瑠ヲ以テスルガ如シ、其レ豈賤……………且ツ猶嚴令ヲ犯シ……………以テ諸子ノ志ヲ一ニス。苟モ仁者ハ其ノ節ヲ誇ラズ、智者ハ其ノ身ヲ辱シメザル也。然ルニ石工半バニ及ンデ將ニ此ヲ成サントスルニ、予ニ告グルニ、焉ンゾ固辞スルヲ得ズ、亦之ヲ如何トスル莫シ。宜シク群子之志ニ一任スベシ。時ニ忽ニ附与シ、結縁者ヲシテ突出シテ碑塔ヲ營ミ、以テ後代ニ垂ラシムルハ、是レ木瓜ヲ投ゼズシテ瓊瑠ヲ報ズル所以也。時ニ山主ニ白シ曰ク、恩ヲ知ルハ易ク、恩ニ報ルハ難シ。或ハ実ニ、父父為レバ則チ子ハ子為

ル所以ナル哉。須ク九族末後ハ、各自ラ深恩ヲ忘ル可カラズ。与ニ至敬ノ一期為ルニ在ルガ如クス可シ。更テ家門ニ吉利寿運ノ延長ヲ加ウ。況ヤ必ズ孫枝繁栄シ、子葉ハ永茂セン。殊ニ預リテ之ヲ修理シ、北邙之丁竟ニ居ウ。称シテ曰ク善根□徳ナリト。時ニ弘化三丙午奄舎三月上浣吉辰。

語註

真叟 まことに古い。年を経ているさま。
蘭孫蕙子 子孫が香り立つように繁栄している。

質文・文質 質は実体・根本、文は外姿の立派なこと。内面の実質と外面の美しさが調和している。

爪牙 部下・働き手。

酒肆 酒店、酒を売りひさぐ家。

滂漫 ひろびろとして果しなくひろがる。

潺湲 水がさらさらと流れるありさま。

耳順 六十歳のこと。論語に六十二而テ耳順ウとある。

縫塔 無縫塔は卵塔のこと。縫塔は宝塔(丸い平面の塔に四角い屋根を重ねた塔)を指すか。

瓊瑠 赤く美しい玉。

固辞 固く辞退する。(ここでは、もはや断りきれない。)

九族 高祖父より玄孫まで九代にわたる親族。ここでは、代々にわたり、末代に至るまでの意。

北邙ノ丁竟 墓地の片隅。

解説

田村幽夢は安永五年（二七七六）、父十兵衛正義（法性院）母つや（真月院）の間に長男として生れた。幼名を岩之助（安永十年・五歳、宗門人別帳による。以下同じ）・岩次郎（寛政二年・十四歳）・半重郎（寛政八年・二〇歳）と称し、のち勘次郎（寛政十年・二二歳以降）、正名を賢真と名乗った。幽夢は号であるが、俳諧の署名や揮毫にさいし用いられ、いみな（諱・おくりな）の玄幽院は、号からの作であろう。他の歴代の院号に比して、やや抽象的で静謐な選字がなされているようにみえるのは、孫娘（さき・無量院）に入嫁した俳人友甫（十兵衛豊昌）の智恵でもあろうか。

法名は、玄幽院柯光窓夢居士、没年は慶応元年（一八六五）十二月二十八日 八十九歳の長寿であった。

建碑の経緯については、もっぱら碑文の記載によるほかはないが、福生村田村家が歴代にわたり名主を勤め、近世中期には地元の有力な家柄として認められる地位を築いていたことが察せられる。幽夢もまた享和二年（一八〇二）名主役を襲っている。

碑文で注目されるのは、「壯年自り励ミテ自ラ醸酒ヲ業トシ……酒肆ヲ方域ノ西東二分カツ」という、田村家の酒造開業に関する記述である。田村家の酒造は、文政五年（一八二二）より始められたことが知られ、幕末の記録には、

一、酒造始、文政五年八月より、万延二酉年迄四十ヶ年
目、一ヶ年も損毛なし

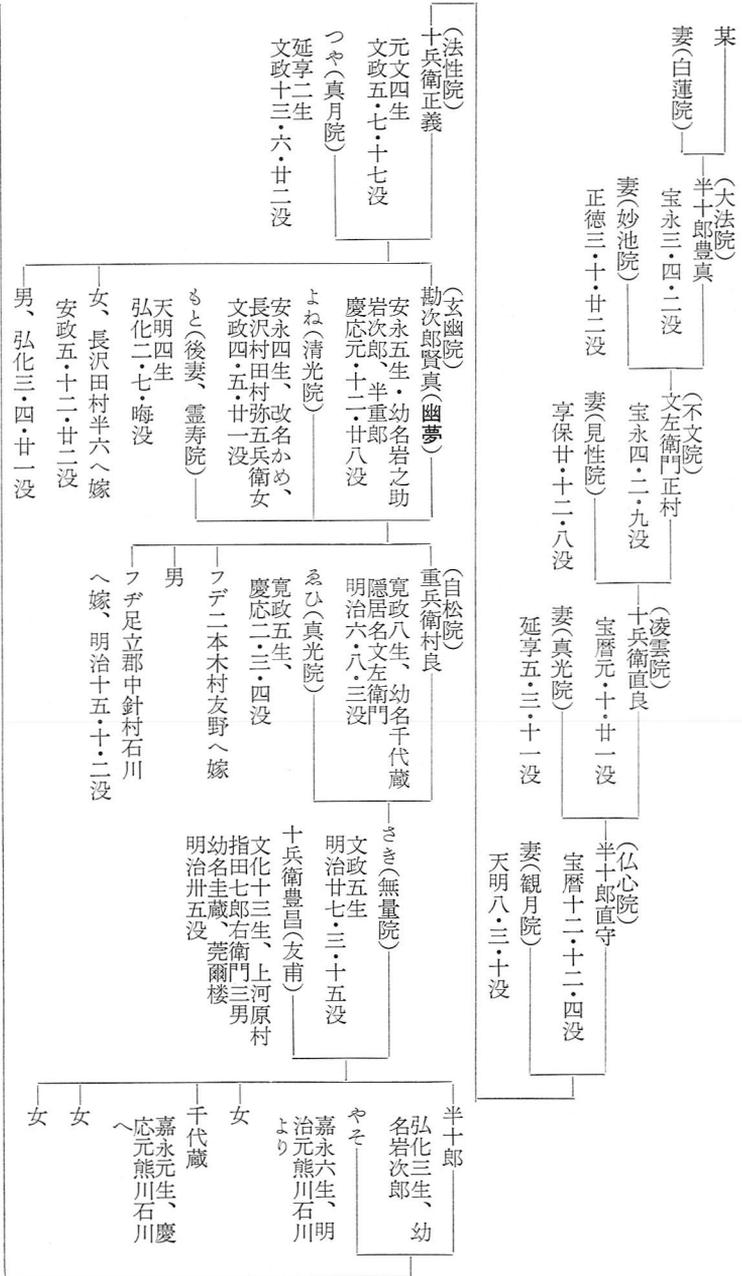
とある（大宝恵）。幽夢四十六歳に達しての新事業であった。酒店を各地に設けた旨の記述は、四十年間欠損が無かったという経営にかかわることであるが、田村家が近在（といっても遠くは相州津久井県に及ぶ）の有力な酒店や醸酒家と、現在の特約店のごとき契約を取り結んでいたことを示している。かかる経営形態は、当時の在方庶民金融機関たる親子質（元質・出質）の關係にも比較できるものと思われるが、販売の指導や在庫管理も、田村家を要として広域に行われ、それが安定的経営の原因となったものであろう。

なお田村家の酒造経営については、市史において調査を続けているが、ここでは創始者たる幽夢が七十歳の折に建てられた碑を、資料として紹介する次第である。

（碑文の解説・拓影等は、市史近世班の峰岸秀雄・武藤滋子・関雅子三調査員の協力によるものである。）

（きたはら・すすむ 市史近世班編集専門委員 立正大学教授）

福生・田村家略系（宗門人別帳より）



半十郎和一
明治卅八生